

## 流域森林・林業活性化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、流域森林・林業活性化センターの活動を支援することにより、林業及び木材関連産業関係者の連携並びに川上から川下までの生産・流通等の効率化の推進を図り、もって木材の安定供給、生産流通加工体制の整備、森づくりを支える県民意識の醸成等を高め、森林整備と林業・木材関連産業の振興に資するため、流域森林・林業活性化センターの活動に要する経費について、予算の範囲内において流域森林・林業活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「流域森林・林業活性化センター」とは、国の定める森林計画区を基本単位とする流域における地方公共団体、森林組合、林業経営者、森林整備法人、素材生産・造林事業体等の林業事業体、木材加工・流通事業体等から構成され、関係者間の合意形成と連携の促進、関連情報の収集・提供、流域管理推進のための体制整備等を行い、森林の流域管理システム推進のための取組の円滑な実施を図る団体をいう。

### (交付対象等)

第3 補助金の交付の対象は、宮城森林・林業活性化センター（令和7年4月8日設立）（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）とし、この補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書を提出しようとする場合に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金額に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第10号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、経費の配分を変更する場合であって、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の総額の20%以内の減少

イ 補助事業に要する経費の相互間の20%を超えない額の流用に伴う増減

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業着手報告)

第6 補助事業者は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号により事業着手報告書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の9月30日現在の補助事業の遂行状況を、別記様式第5号により作成し、10月20日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか必要と認められるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、及び必要に応じて現地確認を行い、補助金の使用状況を調査することができるものとする。

(完了報告書)

第8 補助事業者は、補助金事業終了後、当該事業完了年度内に第8の規定による補助事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書（以下「報告書」という。）の様式は、別記様式第7号によるものとし、添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) その他知事が定める書類

2 第4第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をしたときは、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、第9第1項の報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額（第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第12 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(補助金交付の取り消し等)

第13 知事は、申請者が本要綱に違反したとき、または虚偽の事項を記載するなど、補助金の交付に関して不正な行為があったときは、補助金の交付決定の取り消しや、既に

交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(書類の提出部数)

第14 この要綱により知事に提出する書類は、各1部とする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にて適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月8日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にて適用するものとする。

## 別表

	対象事業	対象経費	補助率
活性化センターの運営及び活動のために必要な経費	(1) 活性化センターの運営 (2) 地域材の安定供給体制の確立に向けた計画的な木材供給の推進 (3) 効率的な路網整備等林業技術の普及・啓発の推進に資する研修活動 (4) 上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動、自然環境教育の推進 (5) 木材需要拡大に関する事業 (6) その他流域の活性化の推進、林業の振興及び森林整備の推進に関する事業	技術者給 賃金 旅費 謝金 需用費 役務費 使用料及び賃借料	2分の1 以内
補助金の交付額は前項の対象経費の合計に補助率を乗じて得た額とする。この場合、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			

別記様式第1号

年度流域森林・林業活性化推進事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、流域森林・林業活性化推進事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙2のとおり
- 5 添付書類
  - (1) 実施計画書※
  - (2) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第10号)
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※実施計画書については、事前に提出し、承認をされている場合は不要とする。

別記様式第2号

年度流域森林・林業活性化推進事業補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定の通知のありました 年  
度流域森林・林業活性化推進事業について、事業の内容(経費の配分)を下記の理由によ  
り変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

(注)「関係書類」は、別記様式第1号による別紙及び添付書類の様式に準じて作成し、変  
更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段  
に記載すること。

別記様式第3号

年度流域森林・林業活性化推進事業中止（廃止）承認申請

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度流域森林・林業活性化推進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいの  
で、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間
- 3 今後の見通しと対策

年度流域森林・林業活性化推進事業着手報告書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました  
年度流域森林・林業活性化推進事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分		事 項
事 業 内 容		
施 行 箇 所		
事 業 量		
事 業 費		円
補 助 金		円
期 間	着手年月日	
	完了予定年月日	

(注) 着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

年度流域森林・林業活性化推進事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年度流域森林・林業活性化推進事業について、9月30日現在の事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の着手年月日 年 月 日

2 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業費(A)	交付額	事業費(B)	交付額		
流域森林・林業活性化 推進事業	円	円	円	円	%	
合 計						

3 事業の完了予定年月日 年 月 日

年度流域森林・林業活性化推進事業完了報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年  
度流域森林・林業活性化推進事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名
- (2) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区分	事業費	交付決定額	精算額	備考
流域森林・林業活性化 推進事業				
合 計				

- (3) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 補助事業等の成果

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

年度流域森林・林業活性化推進事業実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度流域森林・林業活性化推進事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則  
第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙3のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）  
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇  
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(注)「関係書類」のうち別紙1は、別記様式第1号による別紙1に準じて作成すること。

年度流域森林・林業活性化推進事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年  
度流域森林・林業活性化推進事業補助金について、補助金等交付規則第15条の規定によ  
り金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区 分	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
流域林業活性化 推進事業	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇〇 (ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

年度流域森林・林業活性化推進事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け宮城県( )指令第 号で交付決定の通知のありました 年  
度流域森林・林業活性化推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第13条の補助金の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る<br>消費税及び地方消費税仕入控除税額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した<br>当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                                    | 金 | 円 |

## 暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者